

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（住民制度課の所掌事務） 第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略）</p> <p>四 地方公共団体の情報システムに関する 企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。 （削る）</p> <p>五 （略）</p> <p>（地域政策課の所掌事務） 第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 （略）</p> | <p>（住民制度課の所掌事務） 第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 住民基本台帳制度に関すること。 二 番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること。 三 住居表示制度に関すること。 四 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するもの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。 五 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち地方公共団体総合行政ネットワーク（全ての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。）に関するもの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。 六 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>（地域政策課の所掌事務） 第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局並びに行政課及び地域自立応援課の所掌に属するものを除く。）。 二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。 三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもの企画及び立</p> |

(削る)

七| (略)

(統計企画管理官等)

第百十九条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、統計調整官一人、国際統計管理官一人及び恩給管理官一人を置く。

2 統計企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるもの)に限り、第四項各号に掲げるものを除く。)を助ける。

3 統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第二号ロに掲げるもの)に限り、次項各号に掲げるものを除く。)を助ける。

4 統計調整官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 統計委員会の所掌事務についての関係行政機関との連絡調整に関すること。

5 国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第二号ニに掲げるもの)に限る。)を助ける。

6 恩給管理官 は、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第

案並びに推進に關すること(市町村課、地域自立応援課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

四 地方自治に關する調査及び研究に關すること。

五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に關すること。

六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に關する意見並びに調査及び統計の作成に關して關係部局の調整を圖ること(行政課の所掌に属するものを除く。)

七 地方公共団体の情報システムに關する企画及び立案並びに關係部局の調整に關すること(住民制度課の所掌に属するものを除く。)

八 地方自治に關する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に關すること。

(統計企画管理官等)

第百十九条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、業務管理官一人を置く。

2 統計企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第二号(同号ロ及びニに掲げるものを除く。))に掲げるものに限る。)を助ける。

3 統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第二号ロに掲げるもの)に限る。)を助ける。

(新設)

4 国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務(第十四条第二号ニに掲げるもの)に限る。)を助ける。

5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲

三号及び第四号に掲げるものに限る。)を助ける。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

附則

(自治財政局の所掌事務の特例)

第四条 (略)

2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、

ける事務を助ける。

一 恩給に関する事務の総括に関すること。

二 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

三 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

四 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。

五 恩給に関する事務に係る会計に関すること。

六 恩給を受ける権利の裁定に関すること(次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)

七 恩給に関する審査請求及び訴訟に関すること。

八 恩給に関する相談に関すること。

九 恩給審査会の庶務に関すること。

6 恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給証書の作成及び交付に関すること。

二 恩給の受給権調査に関すること。

三 恩給の支給に関すること(前項第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)

四 恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

五 恩給の統計に関すること。

六 恩給の原書の整理及び保管に関すること。

附則

(自治財政局の所掌事務の特例)

第四条 自治財政局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方特例交付金に関すること。
二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、

令和七年三月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症対策
地方税減収補填特別交付金に関する事務をつかさどる。

（自治税務局の所掌事務の特例）
第五条（略）

2 自治税務局の所掌事務については、令和七年三月三十一日まで
の間、第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること
（自治財政局の所掌に属するものを除く。）」とする。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

第八条 第二十条の参事官は、令和四年三月三十一日まで置かれる
ものとする。

（自治財政局交付税課の所掌事務の特例）
第十四条（略）

2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項
に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第
四条第二項に規定する事務をつかさどる。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に
掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末
日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

令和二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援臨時交付金
に関する事務をつかさどる。

（自治税務局の所掌事務の特例）
第五条

自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間
、地方法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関
する事務をつかさどる。この場合において、同条第一号中「及び
特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税及び地方法人特
別税」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは、「特別法人
事業譲与税、地方道路譲与税及び地方法人特別譲与税」とする。
（新設）

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

第八条 第二十条の参事官は、令和三年三月三十一日まで置かれる
ものとする。

（自治財政局交付税課の所掌事務の特例）
第十四条

自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務の
ほか、当分の間、附則第四条第一項各号に掲げる事務をつかさど
る。

2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項
に規定する事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、附則第
四条第二項に規定する事務をつかさどる。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に
掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末
日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二條第一項において「整備法」という。) 附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八條第一項の規定に基づく検査に關すること。

二 (略)

(恩給管理官の職務の特例)

第二十条 恩給管理官は、第百十九條第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七條各号に掲げる事務を助ける。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十三條第一項において「整備法」という。) 附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八條第一項の規定に基づく検査に關すること。

二 (略)

(恩給企画管理官の職務の特例)

第二十条 恩給企画管理官は、第百十九條第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に關する審理に關すること。

二 国会議員互助年金等に關する事務の總括に關すること。

三 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に關する企画及び立案に關すること。

四 国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金等に關する事務の処理に係る経費の予算及び決算に關すること。

五 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に關すること。

六 国会議員互助年金等に關する事務に係る會計に關すること。

七 国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に關すること(次條第一号及び第二号に掲げるものを除く。)

八 国会議員互助年金等に關する審査請求及び訴訟に關すること。

九 国会議員互助年金等に關する相談に關すること。

(恩給業務管理官の職務の特例)

第二十一条 恩給業務管理官は、第百十九條第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲

| | |
|--|---|
| <p>2 (略) 第二十二條 (略)</p> <p>(情報流通行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)</p> <p>第二十一條 第二百十條第一項の参事官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>(参事官の設置期間の特例)</p> | <p>ける事務を助ける。</p> <p>一 国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関すること。</p> <p>二 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。</p> <p>三 国会議員互助年金等の支給に関すること(前条第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。)</p> <p>四 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。</p> <p>五 国会議員互助年金等の統計に関すること。</p> <p>六 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。</p> <p>2 (略) 第二十三條 (略)</p> <p>(情報流通行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)</p> <p>第二十二條 第二百十條第一項の参事官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>(参事官の設置期間の特例)</p> |
|--|---|